種	類	実施時期	提供範囲	縮尺レベル	摘　要
基盤地図情報	行政区画の境界線及び代表点、道路縁、軌道の中心線、標高点、海岸線、水涯線、建築物の外周線、市町村の町若しくは字の境界線及び代表点	平成21年	（注１）	2500レベル以上	標高点は独立標高点のみ
〃	〃	平成22年	（注２）	〃	〃

備考　地図の刊行日　平成22年６月１日

上記の基盤地図情報は、測量法第27条２項及び地理空間情報活用推進基本法第18条２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。

（注１）

全域

山口県：山陽小野田市

一部

京都府：福知山市
兵庫県：淡路市
鳥取県：八頭町
島根県：出雲市

（注２）

全域

栃木県：西方町
東京都：世田谷区
大阪府：門真市
奈良県：吉野町
和歌山県：岩出市
鳥取県：境港市、北栄町
福岡県：福津市
沖縄県：北谷町

一部

北海道：旭川市、網走市、鷹栖町、東神楽町
青森県：七戸町、六戸町
秋田県：由利本荘市、にかほ市
山形県：遊佐町
福島県：猪苗代町
栃木県：益子町、芳賀町
群馬県：長野原町
岡山県：新見市
山口県：長門市
佐賀県：唐津市
宮崎県：新富町

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９８号

沖縄県浦添市字沢岷462番１　サンハイツ上沢Ｉ101号室
債務者　株式会社メイズ
代表者代表取締役　下田　和高
１　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　裕平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前10時30分
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６５号

岩手県陸前高田市高田町字飯森場２番地
債務者　有限会社小松建業
代表者取締役　小松　兵一
１　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　　忠宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午前11時
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第５１４号

京都市伏見区島津町112番地
債務者　有限会社タムラテック
代表者代表取締役　田村　順一
１　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　昌徳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午後２時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８５号

名古屋市瑞穂区惣作町３丁目63番地
債務者　有限会社スペックオート
代表者取締役　橋爪　克巳
１　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山﨑　拓哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月３日午後２時35分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１８９号

名古屋市北区金田町４丁目１番地
債務者　株式会社ヤスダインポート
代表者代表取締役　高木　修司
１　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村井　久記
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月18日午後１時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１０号

滋賀県近江八幡市土田町150番地、商業登記簿上の本店所在地滋賀県草津市下物町22番地の２
債務者　有限会社エス・ティ・ティカンパニー
代表者取締役　坂元　兼弘
１　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近藤　公人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月18日午前11時30分
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１２号

滋賀県近江八幡市土田町150番地、商業登記簿上の本店所在地大津市札の辻１番26号
債務者　有限会社ビー・エヌ・シー
代表者代表取締役　坂元素代子
１　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近藤　公人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月18日午前11時30分
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６３号

埼玉県さいたま市大宮区三橋１丁目73番地の１
債務者　司商工株式会社
代表者代表取締役　小宮山　司
１　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池澤　幸一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月23日午前10時15分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係